

電気契約種別規程（低圧）

2019年10月1日実施

株式会社 karch

内容

1. 適用	1
2. 契約規程の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 電気契約種別の決定	1
5. 電気契約種別及び料金表	1
6. 協議事項	5
付則	6
契約規程の実施期日	6
別表	7
別表 1 契約負荷設備の総容量の算定	8
別表 2 負荷設備の入力換算容量	8
別表 3 契約容量及び契約電力の算定方法	1 2
別表 4 加重平均力率の算定	1 2
別表 5 進相用コンデンサ取付容量基準	1 2

1. 適用

この電気契約種別規程（以下「契約規程」といいます。）は株式会社 karch（以下「当社」といいます。）の電力需給契約約款（低圧）（以下「電力約款」といいます。）に基づき、次の条件を満たすお客さまに対して電気を小売供給する際の料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 契約規程の変更

当社がこの契約規程の変更を必要と判断した場合、この契約規程を変更することがあります。この場合における料金その他の供給条件は、変更後の電気契約種別規程によります。なお、契約規程の変更に関する手続きは電力約款に準じます。

3. 用語の定義

電力約款に定義されている用語は契約規程においても同様の定義で使用します。

4. 電気契約種別の決定

電力約款に基づきお客さまと当社が電力需給契約を締結する際には、5（電気契約種別及び料金表）のⅠからⅢに記載の契約種別のうち、いずれの契約種別を適用するかあらかじめ定めるものといたします。

5. 電気契約種別及び料金表

I. 従量電灯B

(1) 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツと

いたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

① 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

検針により電力の使用がなかった場合は、基本料金を半額といたします。

契約電流10アンペア	341.00円
契約電流15アンペア	511.50円
契約電流20アンペア	682.00円
契約電流30アンペア	1,023.00円
契約電流40アンペア	1,364.00円
契約電流50アンペア	1,705.00円
契約電流60アンペア	2,046.00円

②電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23.49円
120キロワット時を超え280キロワット時までの1キロワット時につき	29.66円
280キロワット時を超える1キロワット時につき	33.31円

II. 従量電灯C

(1) 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する場合で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は当社の供給設備の都合でやむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

- ① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じて得た値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表1（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- ② お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	341.00円
-------------------	---------

②電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23.49円
120キロワット時を超え280キロワット時までの1キロワット時につき	29.66円
280キロワット時を超える1キロワット時につき	33.31円

Ⅲ. 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

- ① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のa)の係数を乗じて得た値の合計にb)の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表3（契約容量及び契約電力の算定方法）に準じて算定し、b)の係数を乗じないものといたします。

a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもので入力につき	90パーセント

b) a) によって得た値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- ② お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉

器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,261.25円
---------------	-----------

②電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	17.67円
------------	--------

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用することはできません。

6. 協議事項

契約規程に定めのない事項は電力約款による他、お客さまと当社との協議によって定めます。

付則

契約規程の実施期日

この契約規程は2019年10月1日より実施するものとします。

別表

別表 1 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

- ① 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。
- ② 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。
 - a) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院及びこれに準ずるもの。
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - b) a) 以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア
- ③ 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

別表 2 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の①、②、③及び④によります。

①けい光灯

	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

②ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100

12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

③スリムラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

④水銀灯

出力(ワット)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

①単相誘導電動機

- a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

b) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45 //	—	180	
65 //	—	230	
100 //	250	350	
200 //	400	550	
400 //	600	850	
550 //	900	1,200	
750 //	1,000	1,400	

② 3相誘導電動機

換算容量(入力 [キロワット])
出 力(馬力)× 93.3 パーセント
出 力(キロワット)×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置 レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型及び移動型を 含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大 入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 // 50 //	2
		50 // 100 //	3
		100 // 200 //	4
		200 // 300 //	5

		300 // 500 //	7.5
		500 // 1,000 //	10
	95 キロボルトビーク超過 100 キロボルトビーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 // 500 //	8
		500 // 1,000 //	13.5
	100 キロボルトビーク超過	500 ミリアンペア以下	9.5
	125 キロボルトビーク以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトビーク超過 150 キロボルトビーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		50 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下	1	
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド //	2	
	1.5 マイクロファラッド // 3 マイクロファラッド //	3	

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

① 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

② ①以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

① (1)、(2)、(3) 及び (4) によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

② 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

③ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別表3 契約容量及び契約電力の算定方法

5（電気契約種別及び料金表）の契約容量又は契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

（1）供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000 なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

（2）供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1,000

別表4 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{\frac{100}{\text{パーセント}} \times (\text{電熱器総容量}) + \frac{90}{\text{パーセント}} \times (\text{力率90パーセントの機器総容量}) + \frac{80}{\text{パーセント}} \times (\text{力率80パーセントの機器総容量})}{\text{機器総容量}}$$

別表5 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（1）照明用電気機器

① けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9

	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

② ネオン管灯（1次電圧100ボルトの場合といたします。）

変圧器 2 次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	80	30
6,000	100	50
9,000	200	75
12,000	300	100
15,000	350	150

③ 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 "	50	9
250 "	75	15
300 "	100	20
400 "	150	30
700 "	250	50
1,000 "	300	75

(2) 誘導電動機

① 個々にコンデンサを取り付ける場合

a) 単相誘導電動機

電動機 定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40

b) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

② 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

① 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロワットアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

② 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2) 及び (3) によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。